

(その1)

収支報告書

(ふりがな)
1 政治団体の名称

ぜんにほんふどうさんせいじれんめいあきかけんほふぶ
全日本不動産政治連盟岡山県本部

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区本町4-18 コア本町 3F

3 代表者の氏名

弥久末 務

4 会計責任者の氏名

神崎 長勇

事務担当者の氏名

田淵 ひかり

電話番号

086-231-3208



解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、水色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 (現・候)

(※)選挙区名

資金管理団体の届出をした者の氏名

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合のみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和 4 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収	入	総	額	十億	百万	千	円
					1	7	3 2 2 4 7 1
	(前年からの繰越額)				8	2	4 4 4 7 1
	(本年の収入額)				3	0	7 8 0 0 0
支	出	総	額		1	7	6 9 7 9 9
翌	年	へ	の	繰	越	額	9 5 5 2 6 7 2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金	額	十億	百万	千	円
			3	0	7 8 0 0 0
員	数	(党費又は会費を納入した人の数)			4 3 2 ^人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附				0		
(うち特定寄附)				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0		
(ウ) 政治団体からの寄附				0		
小計 (ア) + (イ) + (ウ)				0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0		
イ 政党匿名寄附				0		
合計 (ア + イ)				0		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目	金 額						備 考
	十億	百万	千	百	十	円	
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費			3	0	0	0	
(2) 光 熱 水 費						0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						0	
(4) 事 務 所 費			3	7	5	5	
小 計			6	7	5	5	
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費			2	5	6	3	
(2) 選 挙 関 係 費						0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費						0	2 (3) にはア～エの計を記載のこと
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費						0	
イ 宣 伝 事 業 費						0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費						0	
エ そ の 他 の 事 業 費						0	
(4) 調 査 研 究 費						0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			8	3	7	9	837.900
(6) そ の 他 の 経 費						0	
小 計			1	0	9	4	837.900
合 計			1	7	6	9	

(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。併せて（その16）に記載が必要です。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			組織活動費 (渉外費)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)			備考
	十億	百万	千	円	令和					
会費			10000		4422	大森雅夫後援会	岡山市北区東古松3-3-32ウイング東古松B-V			
会費			10000		4523	衆議院議員逢沢一郎政経セミナー	岡山市北区奥田1-2-3			
会費			10000		4729	橋本かく前進の集い事務局	倉敷市吉岡554			
会費			30000		485	自由民主党岡山県第二選挙区部山下勲	岡山市中区平井6-3-13			
会費			20000		41027	さつきフォーラム	東京都千代田区水戸田町2-1-1 <small>衆議院議員 会館402号室</small>			
会費			30000		41110	石井まひろ後援会代表中島博	岡山市北区内山下1-9-15			
会費			30000		41215	山下たかし後援会	岡山市中区平井6-3-13			
この頁の小計			140000							
その他の支出										0
合計			140000							

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		組織活動費 (会場費)				
支出の目的	金額					年月日		支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	令和						
この頁の小計										0	
その他の支出										41892	
合計										41892	

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		組織活動費 (印刷費)		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	百万	千	円	令和			
印刷費			60984		4511	友野印刷(株)	岡山市北区高柳西町1-23	
この頁の小計			60984					
その他の支出			0					
合計			60984					

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		寄附・交付金		(寄附金)		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考	
	十億	百万	千	円	令和					
寄附・交付金			737	200	4	6	24	全日本不動産政治連盟	東京都千代田区紀尾井町3-30	
この頁の小計			737	200						
その他の支出			100	700						
合計			837	900						

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳												
支出項目	金 額						年 月 日			交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	十億	百万	千	円	令和							
寄附・交付金			45600		4	3	3		全日本不動産政治連盟	東京都千代田区紀尾井町3-30		
〃			9500		4	3	30		〃	〃		
〃			1900		4	4	4		〃	〃		
〃			737200		4	6	24		〃	〃		
〃			43700		4	11	30		〃	〃		
この頁の小計			837900						(注1) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、支出項目、金額の大小にかかわらず再掲するものです。「合計」欄は最終頁に記載してください。			
合 計			837900						(注2) 支出項目は、（その13）の項目と一致します。 例：組織活動費、寄附・交付金			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）



有




無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 3月10日

政治団体の名称 全日本不動産政治連盟岡山県本部

会計責任者の氏名 神崎長勇 

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名 _____

※解散の場合は、解散届も必要となります。

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。